

Can Do

“可能性への挑戦”

第17号 第17号

金田会計事務所通信

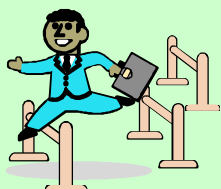
良くまねるとのこと

尊敬する人がいると真似ようとします。まずは形から似せて行こうとします。髪型、服装、しゃべり方など意識せずとも似てくるようになります。このモデリング(模倣)という行為は、アイドルに対しての現象だけでなく、私たちが一般に成長するための重要な行為になります。それは1つの目標ともいえます。いいものはどんどん吸収し、自分のものとしていくことができる人には発展し続けているというイメージが湧きます。

本物のグローバル企業を目指すパナソニックは創業後、他社製品を真似て作ったところから、松下電器をもじり、マネシタ電器と言われ、揶揄されていました。しかし、斜めドラム式洗濯機など新しい需要を喚起するなど「さすが」といわれるようにただの物まねとして存在していません。単に、形だけを真似する者が多い中、このように(まるで赤ん坊のように)吸収することだけではなく、受けたものを返す存在、さらには、受けなくとも発信していく個性的な存在へと成長できなければ今のような時代に生き残ることが出来ません。パナソニックがその立場に立つとすれば、最初に良く受けた(吸収した)からかもしれません。

良く受ける(真似る)とはどういうことでしょうか？中小企業でも世界的技術をもつ日本ではどんなに真似しようとも真似できない職人の熟練した技術を持っています。職人たちが他から技術を盗んで(コピーして)簡単に儲けようとしていたならその最高の技術は存在していなかったことでしょう。ですから、真似るにも、形以上に魂のような内面的な何かがしっかりと相続できていることが大事なようです。その結果、もっと素晴らしいことがしたい、喜ばれるようになりたいという、単なる真似では終わらないという内面から生じたものこそが個性ではないでしょうか。個性とは簡単に真似できないものです。多くの魅力あふれる経営者や会社を見るたびにそのように感じてやみません。

我が事務所もこの10月で創業以来、丸5年となり、次の5年に向けてのスタート台に立ちました。大事なものをどんどん吸収するとともに、世の中に光を放つような貢献ができるよう個性あふれた存在を目指してまたチャレンジしていきます。



税理士 金田 康良

2009年10月

年末調整の準備はOKですか？



個人の所得税の金額は、歴年(1月1日～12月31日)までの所得をもとに翌年3月15日までに確定申告をすることにより計算されます。しかし、給与所得のみの者については、会社(又は事業主)が代わってその年末に1年分の給与の金額から各種控除を差引いて税金の計算を完結させます。これを**年末調整**と呼びます。源泉徴収義務者である会社や事業主にとっては義務であり、必ず行わなければなりません。今回はこの年末調整についてのポイントを整理してゆきます。



【年末調整はいつするの？】

通常はその年の最後の給与の支払時に年末調整をし、従業員は払いすぎた源泉所得税があれば、**還付**を受け、不足分については**徴収**(天引き)されます。会社側によっては、翌年最初の給与支払時に調整するか、還付する分については別途支払うこともあります。

【年末調整が不要の者】

以下の者について年末調整は必要ありません。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える者
- ②給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出をしていない者
(給与の源泉徴収が乙欄の適用者)
- ③年の中で退職し、その年最後の給与支払日に在籍していない者(死亡した者、海外へ長期出国した者を除く)



【どのような準備が必要？】



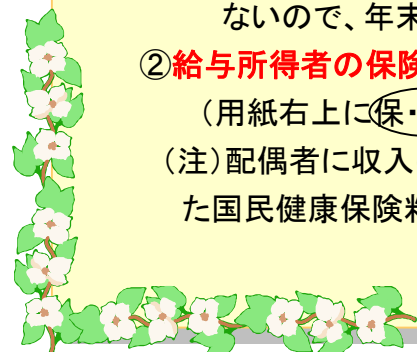
(1)従業員に渡し、記入後提出してもらうもの

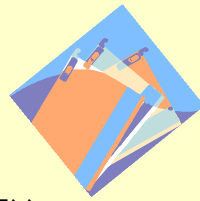
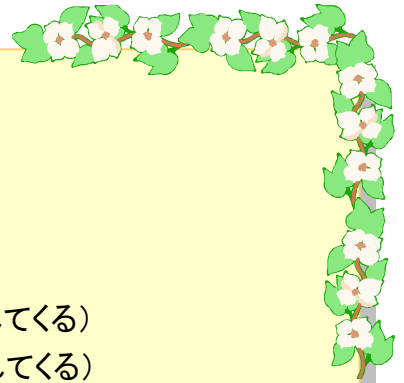
- ①**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**(用紙の右上に**扶**とあります)

(注)その年最初に給与を支払う前に**必ず提出**してもらうものですが、扶養者が変動しているかもしれないので、年末調整の際に再提出してもらうのも良いでしょう

- ②**給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書**
(用紙右上に**保・配特**とあります)

(注)配偶者に収入のある者、生命保険料控除、地震保険料控除、給与天引き以外の自身が支払った国民健康保険料、国民年金保険料が**ある場合に提出**してもらいます。





(2) 従業員から集める資料

① 証明書((1)②保・配特)の添付書類)

- ・ 生命保険料控除証明書(保険会社から10月ごろから送られてくる)
- ・ 地震保険料控除証明書(保険会社から10月ごろから送られてくる)
- ・ 国民年金保険料控除証明書(社会保険庁から送られてくる)

(注) **国民健康保険料**の金額は金額がわかれば良く証明書の提出の必要はありませんが、あれば提出してもらえばいいでしょう。

② 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)関係書類

- ・ **給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書**

(注) 住宅を銀行借入れで購入し、確定申告した場合、税務署から翌年以降で控除ができる年までの分が送られてきます。

- ・ 金融機関からの住宅借入金残高証明書

③ 前職の源泉徴収票(途中採用者のみ)



【法定調書の提出】

年末調整の計算をした後には、**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**を翌年1月末日までに税務署へ提出しなければなりません。また、それと同時に以下のものも提出します。

- ① 源泉徴収票(役員なら給与金額が150万円を超える者、従業員でなら500万円を超える者の分)
- ② 退職所得の源泉徴収票
- ③ 税理士・司法書士、外交員等の**報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書**
- ④ **不動産の使用料等の支払調書**(年15万円を超える家賃を支払った場合)
- ⑤ **不動産等の譲受けの対価の支払調書**(不動産購入時に同一の者に100万円を超えて支払った場合) 等々

年末調整は非常に手間のかかる作業です。今から着々と準備をしてゆきましょう。分からない点があれば気楽にご相談下さい。



給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の見本です



平成20年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、扶養対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、なお所収上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所収報告書 東 役員書様	給与の支払者の 名 称 (氏名) 安上電器株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 大阪 幸之助	あなたの生年月日 昭和35年 6月 1日	給与 支払者の 氏名 大阪 幸之助	あなたの住所 大阪 幸之助
	給与の支払者の 所在地(住所) 大阪市中央区安土町3-4-5	あなたの住所 又は 居所 大阪府東区布施1-1-1		あなたの住所 又は 居所 大阪府東区布施1-1-1	

あなたに免除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、盲導、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等 A 控除対象配偶者	氏 名 大阪 幸	あなたの 姓 大阪 幸	生 年 月 日 昭和35・7・12	職 業 会社員	住 所 又 は 居 所 大阪府東区布施1-1-1	平成20年中の 所得の身振額 0	異動月日及び事由 (平成20年中に異動があった 場合に記載してください。)	
主たる給与から 控除を受ける B 扶養親族	1	大阪 はじめ	長男	昭和4・5・5	○	大阪府東区布施1-1-1	0	
	2							
	3							
	4							
	5							
障害者等 C	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の事実 に該当する欄等に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。			左 記 の 内 容 (この欄の記載に当たっては、第5頁の「記載例」 についてのご留意)の(2)をお読みください。			異動月日及び事由 (平成20年中に異動があった 場合に記載してください。)	
	1	障害者 区分	本人	配偶者	扶養親族	2	寡 婦	
						3	特別の寡婦	
						4	寡 夫	
						5	勤労学生	
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたの 姓	生 年 月 日	職 業	住 所 又 は 居 所	異動月日 及び事由	控 除 を 受 け る 親 の 所 得 者 氏 名 又は 税 額	住 所 又 は 居 所
E 従たる給与か ら控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたの 姓	生 年 月 日	職 業	従 っ て 受 け る 給 与 の 支 払 者 名 称 (氏 名)			所 在 地 (住 所)

◎ 「主たる給与」とは、この申告書で提出した給与の支払者から受ける給与をいいます。
◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
◎ 扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。



坂本 邦雄 (37才) です。
皆様のお役に立てるように
頑張りますので、これからも
よろしくお願いします



金田会計事務所の新しいスタッフです！

金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階 (1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL : http://kaikei.asia/

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

